

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																		
<p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第31条 通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第32条～第33条 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 通信時間等の測定等</p> <p>(通信時間等の測定等)</p> <p>第38条 通話モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第36条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第9章=第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金（無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基 本 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(2) (略)</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	基 本 使 用 料 の 適 用		(1)～(2) (略)	(略)	<p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第31条 通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>64kb/s 通信モード</td> <td>パケット交換方式により64kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第32条～第33条 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 通信時間等の測定等</p> <p>(通信時間等の測定等)</p> <p>第38条 通話モード及び64kb/s通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第36条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第9章=第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金（無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基 本 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(2) (略)</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	64kb/s 通信モード	パケット交換方式により64kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの	基 本 使 用 料 の 適 用		(1)～(2) (略)	(略)
種 類	内 容																		
(略)	(略)																		
基 本 使 用 料 の 適 用																			
(1)～(2) (略)	(略)																		
種 類	内 容																		
(略)	(略)																		
64kb/s 通信モード	パケット交換方式により64kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの																		
基 本 使 用 料 の 適 用																			
(1)～(2) (略)	(略)																		

(3) 損害賠償額等の算定に係る適用

第 31 条（通信の種類等）に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合において、第 40 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する支払いを要しない料金及び第 53 条（責任の制限）第 2 項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次表に規定する額とみなします。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのワイドスター通信サービスの基本使用料から 200 円を控除した額
(略)	(略)

2 料金額（略）

第 2（略）

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	ア～イ（略） ウ ワイドスター通信サービスの契約者回線と専用回線等接続サービスに係る接続点との間の通信は、パケット通信モードに限り行うことができるものとし、その提供条件はこの約款によるほか、専用回線等接続サービス契約約款に定めるところによります。 エ～オ（略）
(2)～(12)（略）	(略)

2 料金額

2-1～2-2（略）

(3) 損害賠償額等の算定に係る適用

第 31 条（通信の種類等）に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合において、第 40 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する支払いを要しない料金及び第 53 条（責任の制限）第 2 項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次表に規定する額とみなします。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのワイドスター通信サービスの基本使用料から 400 円を控除した額
(略)	(略)
64kb/s 通信モード	200 円(220 円)

2 料金額（略）

第 2（略）

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	ア～イ（略） ウ ワイドスター通信サービスの契約者回線と専用回線等接続サービスに係る接続点との間の通信は、パケット通信モード又は 64kb/s 通信モードに限り行うことができるものとし、その提供条件はこの約款によるほか、専用回線等接続サービス契約約款に定めるところによります。 エ～オ（略）
(2)～(12)（略）	(略)

2 料金額

2-1～2-2（略）

2-3 64kb/s 通信モードに係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
64kb/s 通信料	ワイドスター通信サービスからの通信	375 円 (412.5 円)

第4～第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～4 (略)	(略)
5 接続先限定機能 パケット通信モードによる通信を、契約者があらかじめ登録した専用回線等接続サービス（別に定める接続装置に係るものに限り、）に係る接続点との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。 (注) (略)	(略)
6 ダイレクトコネク機能 当社が付与したIPアドレスを利用して、この機能を利用しているワイドスター通信サービスの契約者回線との間の通信（パケット通信モードに係るものに限り、）を行うことができるようにする機能をいいます。	(略)
7 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

附 則 (令和2年11月16日経企第1965号)
(実施期日)

- この改正規定は、令和2年12月1日の当社が定める時刻から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前どおりとします。
(その他)
- 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第3項の注釈を次のように改めます。
(注)(1)に規定する当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信とします。

第4～第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～4 (略)	(略)
5 接続先限定機能 パケット通信モード又は64kb/s通信モードによる通信を、契約者があらかじめ登録した専用回線等接続サービスを、契約者があらかじめ登録した専用回線等接続サービス（別に定める接続装置に係るものに限り、）に係る接続点との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。 (注) (略)	(略)
6 ダイレクトコネク機能 当社が付与したIPアドレスを利用して、この機能を利用しているワイドスター通信サービスの契約者回線との間の通信（パケット通信モード又は64kb/s通信モードに係るものに限り、）を行うことができるようにする機能をいいます。	(略)
7 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)